

○西条市議会傍聴規則

平成16年11月16日

議会規則第2号

改正 平成29年6月27日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29議会規則2・一部改正)

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、指定の入口で自己の住所、氏名及び年令を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 学生、生徒その他の者が団体で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が前項に規定する事項及び傍聴しようとする日時並びに人員をあらかじめ議長に届け出、当日傍聴人受付簿に記入しなければならない。この場合には必要によりその数を制限することができる。

3 報道関係者は、前2項の規定にかかわらず、あらかじめその社名及び氏名を届け出て議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、37人(うち車いす使用席3人)とする。

(平29議会規則2・一部改正)

(傍聴人の制限)

第5条 議長が必要と認めたときは、傍聴人の数を制限し、退場を命じ、又は傍聴券を所定の場所で先着順により発行することができる。

2 傍聴券を持つ者でも議長が必要と認めたときは、入場を拒絶することができる。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(平29議会規則2・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者又は保護者とともにある者若しくは議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して批評を加え、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 脱帽すること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 他人に迷惑をかけ又は非礼になるような行為や服装をしないこと。
- (7) 携帯電話その他の情報通信機器は、着信音等を発しない措置をとること。
- (8) その他すべて礼儀を重んじ、静粛を守り、議事の妨害となるような行為をしないこと。

(平29議会規則2・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場義務)

第12条 秘密会の議決があつたとき、又は会議が終了したときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(議長の処置)

第13条 この規則に規定しない事項でも、議長が必要と認めるときは、傍聴人に関し適宜の処置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月27日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。